

インターネット取引のトラブル(5) これからの決済 —スマホ決済と仮想通貨—

原田 由里
Harada Yuri

一般社団法人 ECネットワーク理事

2006年4月ECネットワーク設立。ネット取引のトラブル相談にオンラインで対応。消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーの資格を持つ。

ネット取引に限りませんが、決済手段が多様化することで生活の利便性が高まり、現実の社会でも現金以外の方法で支払いをする機会が増えてきました。

今回はその中でも特に新しい決済手段として、スマホを使用するものと、現行通貨の代わりとして存在する仮想通貨を取り上げ、そのしくみと注意点を考えたいと思います。



スマホ決済

スマホ決済は、大きく3種類に分けられます。

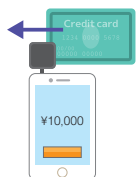
[1] 店側がスマホを決済端末として使う

スマホに専用アプリを入れたうえでカードリーダーを取り付けてクレジットカード(カード)情報を読み取り、決済するというしくみです。これにより、コンビニやスーパーなどのレジと同じシステム(POS: Point Of Sales)をスマホに持たせています(図の[1])。

図1 スマホ決済のしくみ

[1] スマホを決済端末として使うもの

店がスマホにカードリーダーを取り付け情報を読み取る



[2] バーコードを読み取るもの

店のタブレット等にバーコードを表示

二次元バーコード



[3] スマホをかざして使うもの

リーダー



[2] 客がバーコードを読み取る

店側の端末の画面上にバーコードを表示させ、それを客側の端末で読み取り、その画面上で決済するしくみです(図の[2])。この場合、客側はカード以外の支払い手段を決済に使用できる場合があります。

[1][2]はどちらも、スマホやタブレットがあれば個人事業主でも加盟店になることができます。

[3] 客がスマホをかざして使う

スマホ内に登録したカード情報から電子マネーにチャージし、近距離無線通信を利用し電子マネーで決済を行うしくみです(図の[3])。

こちらは客が自身のスマホ端末を店のPOS端末であるカードリーダーにかざして決済します。主に日本では、その近距離無線通信技術としてNFC*1方式とFelica*2方式が採用されています*3。

事例1

(1)知人に勧誘されてセミナーに参加、商品を購入したことにしてセミナー費用を会場でカードを使いスマホ決済した。しかし、セミナーの内容が悪質であったため解約したいが、会社の連絡先が分からない。
(2)スマホを紛失した。通信機能が使えなければ大丈夫と思い放置していたが、スマホに内蔵していた電子マネー機能を勝手に使

*1 Near Field Communicationの略。非接触ICカードの通信規格。

*2 ソニーが開発した非接触ICカード技術で同社の登録商標。

*3 ウェブ版「国民生活」2016年2月号、5月号「キャッシュレス決済入門」参照

われ、請求書が届いた。電子マネーは別途使用停止措置が必要だと後から知ったが、そのような説明は聞いていない。

事例1-(1)のように表向きは商品代金として決済していても、実態は何らかの役務が付随しているような契約は解約トラブルになりがちです。

例えば、売り主と買い主がグルになりカード枠現金化などに悪用される可能性もあるため、加盟店の事前審査が重要になります。購入金額と請求額が異なるといったトラブルもありますので、決済額は画面上で必ず確認し、決済時にメールやレシートを発行してもらうようにしてください。

なお決済方法は異なるものの、過去には、カード決済が可能な代金引換サービスを利用して、同様に、20万円、30万円の書籍やCDを代金引換で送り、受取人がその商品代金として商品受取時にカード決済をしたケースで、実際はその商品を購入することで仕事のあっせんやマルチの参加などといった役務が付随していた事案がありました。そこで返金等のトラブルが発生し、代金引換サービスを提供する配送業者では、現在、役務が付随する商品取引への利用を禁止しているところもあります。

[3]のスマホ決済では、一度に利用できる上限額が定められていますが、通信サービスを停止してもスマホ内の電子マネーが使えることがあります。すると**事例1**-(2)のように電子マネーを第三者に勝手に使用される可能性があるため、事前にパスワードを設定し、スマホを紛失したら電子マネー利用停止の手続きもしましょう。端末は他人に触らせないようにしてください。

最近はパスワード入力の代わりに指紋認証が使えるシステムもあります。ただ、いずれもカードが盗まれれば、他人のスマホにそのカード情報が登録され、請求が来るという被害にあいませ。カードはきちんと手元に保管しましょう。



仮想通貨

ネットを通じて世界中でやり取りができる仮想通貨が注目されています。仮想通貨は、通常、購入時や現行通貨への交換に手数料が発生しますが、国内外に送金する際の手数料が無料、もしくは低額(1%前後)で、いつでも送金できるというメリットがあります。

最近では、家電量販店や飲食店などで、仮想通貨で支払いが可能な店も出てきています。仮想通貨の店頭での支払い方法には、先に説明したスマホ決済**[2]**のバーコード読み取り式があります。なお、仮想通貨で全体の流通量がほぼ決まっているものは、買い希望者が多ければ相場は上がり、売り希望者が多ければ相場は下がるというレート変動があります。そのため、手数料とレートによっては、カードや現金払いのほうが得になるケースもありますが、頻繁に現金化せず仮想通貨で保持する場合は、支払い手段において利便性が広がったといえます。

● 投機的な目的では手を出さない

事例2

(1)知人の紹介で仮想通貨を購入した。その後には換金できなくなった。ホームページもなくなり、機能していない状況。支払ったお金は返ってくるのだろうか。

(2)投資サイトの紹介で、仮想通貨に投資すれば満期で180%払い戻されるというので、約260万円を仮想通貨に投資したが、満期になっても出金ができない。電話もガイダンスが流れるだけで連絡が取れない。

(3)仮想通貨へ投資し、それをネットワーク的に広げて報酬を得るシステムの話の説明会で聞き、参加した。しかし、詐欺の可能性があるというネットの書き込みがあり、返金や買い取りを希望したが、時間がかかるということで連絡がない。

仮想通貨そのものは決して悪ではなく、優れた技術をもって流通・運用されているものもある

ります。ただ、2014年2月に、ビットコインの国内取引所が不正アクセスを受け、所有していたビットコインがほぼ消失していることが判明、^{はたん}破綻したというニュースや、レート変動により投機的な視点で取り上げられることが多いなど、どちらかというとも仮想通貨に悪いイメージを持っている人もいます。

事例2にあるように、仮想通貨は高利率をうたう投資やマルチの勧誘にも多く利用され、被害にあうケースも増えています*4。特に海外事業者のなかには、元本保証はなくハイリスクな取引や、詐欺的とみられるサイトもあります。被害にあうと救済は極めて難しくなります。

2017年4月に施行された改正資金決済法では、仮想通貨の定義がなされ(決済手段等に使える財産的価値)、仮想通貨の取引所や販売所に仮想通貨交換業者として登録制を導入し、顧客の資産と自己資産を分ける分別管理が義務づけられました*5。

仮想通貨への投資を勧誘された場合は、先方が登録している仮想通貨交換業者であるかどうかを確認し、高いリスクが伴うことを忘れないでください。マイナーな仮想通貨は、必然的に取り扱う仮想通貨交換業者も少なくなるため現金化しにくく、今後、登録できない取引所は闇で商売する可能性もあります。

仮想通貨は、投機的な目的ではなく、国内外の送金や支払いにも使える利便性の高さに着目して購入するようにしてください。

また、前述のビットコイン国内取引所のように、発行元が存在しないブロックチェーン型の仮想通貨は、仮想通貨が多く集まるところでサイバー攻撃のリスクがあります。仮想通貨交換業者でも、システム障害等で一時的に使えなくなることもありますので、あらかじめそのリスクも認識しておく必要があります。

● 詐欺の支払い手段として

事例3

(1)メールの添付ファイルをうっかり開いたところパソコン(PC)が動かなくなり、請求書のような画面が表示された。代金は仮想通貨で支払うよう書かれているが、どうしたらよいか。

(2)アダルトサイトの請求を受け怖くなり、サイトから言われたとおりコンビニから代金を支払った。コンビニで受け取った領収書を調べると、支払先はサイトではなく仮想通貨の取引所で仮想通貨を購入したかたちになっているようだが、どういうことか。

事例3- (1)は、添付ファイルから感染する「ランサムウェア」の1つで、感染するとPCやスマホ内のデータが暗号化され、復旧するのに「ランサム(身代金)」を要求される手口です。身代金の支払い手段として仮想通貨が指定されることがあります。ネットを介し世界中でやり取りが可能な仮想通貨は、見方を変えると海外の詐欺師でも容易に使える支払い手段になり得ます。

事例3- (2)は、5月号*6で取り上げたコンビニ払いを悪用した手口の1つです。被害者は詐欺師の仮想通貨の購入代金支払いの肩代わりをさせられ、仮想通貨は詐欺師が受け取ります。

支払い手段を悪用したケースとして、「購入したサーバ型電子マネーのID番号を知らせろ」という詐欺の手口がありますが、電子マネーが加盟店でなければ使用できないのに比べ、仮想通貨には加盟店という概念はなく、誰でも取引所で現行通貨に換えられるため、仮想通貨は詐欺師にとっても利便性が高いといえそうです。

改正資金決済法では、マネーロンダリング防止のため、仮想通貨交換業者に口座開設時の本人確認や取引記録の保管等を義務づけています。

*4 国民生活センター「知人からの勧誘、セミナーでの勧誘による仮想通貨の購入トラブルにご注意-『必ず儲(もう)かる』という言葉は信じないで!-」(2017年3月30日:公表) http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170330_1.html

*5 ウェブ版「国民生活」2017年6月号「消費者問題アラカルト」参照

*6 ウェブ版「国民生活」2017年5月号「新インターネットと上手につき合う」第4回「インターネット取引のトラブル(4)」
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201705_06.pdf